

家畜・家きんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします 中央家畜保健衛生所

家畜伝染病予防法により、愛玩目的も含めて下記の家畜・家きんを1頭（羽）でも所有している方は、毎年2月1日時点での飼養状況等の報告が義務付けられています。

所定の報告用紙に記入のうえ、当所あて提出してください。

報告用紙は長崎県庁ホームページの県央振興局農林部防疫課

(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/teikihoukoku-nogyo/>) からダウンロード可能です。

不明な点は中央家畜保健衛生所（TEL：0957-25-1331）までお問い合わせください。

提出先：中央家畜保健衛生所（〒854-0063 諫早市貝津町3118）

家畜の種類及び飼養規模により、提出書類が異なります。
下表を参考に期限内の提出をお願いします。



畜種ごとの飼養規模の分類

家畜・家きんの種類	小規模	中規模	大規模
牛（成牛）（※）・水牛・馬	1頭	2～199頭	200頭以上
牛（子牛・育成牛）（※※）	1頭	2～2,999頭	3,000頭以上
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	5頭以下	6～2,999頭	3,000頭以上
鶏・うずら	99羽以下	100～99,999羽	10万羽以上
あひる・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	99羽以下	100～9,999羽	1万羽以上
だちょう	9羽以下	10～9,999羽	1万羽以上

※乳用種の雄牛・交雑種の牛は17月齢以上、それ以外は24月齢以上

※※乳用種の雄牛・交雑種の牛は満4月齢～17月齢未満、それ以外は満4月齢～24月齢未満

飼養規模別の提出書類

様式	小規模	中規模	大規模
定期報告書	○	○	○
飼養衛生管理基準の遵守状況	—	○	○
衛生管理区域の設定／消毒設備の設置等	—	△	△
家畜の飼養密度	—	△	△
埋却地等の確保状況	—	△	△
大規模農場に関する報告	—	—	△

○：必ず記入し提出 △：以前提出し変更がない場合、提出不要

【提出期限】

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者⇒ **4月15日(水)まで**

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの所有者⇒ **6月15日(月)まで**